

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時
令和2年4月30日(木)
午後1時48分開会、午後5時19分散会
(うち休憩 午後4時28分～午後4時50分)
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、中川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
石川文化スポーツ部長、佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長、
木村オリンピック・パラリンピック推進室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、
岡部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
山本スポーツ振興課総括課長、
高松特命参事兼オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長、
松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長
 - (2) 教育委員会
佐藤教育長、佐藤教育局長兼教育企画室長、梅津教育次長、
山村参事兼教職員課総括課長、渡辺教育企画室教育企画推進監、
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
泉澤学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
中川学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、
須川学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、

藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

(3) ふるさと振興部

箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、中里学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

(3) ふるさと振興部関係審査

議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第8項 大学費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしましたとおりの日程により議案の審査を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第2号)のうち文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。第2款総務費1億4,075万1,000円の増額補正のうち、第8項文化スポーツ費998万9,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の13ページをお開き願います。第2款総務費第8項文化スポーツ費、第2目文化振興費であります。右側の説明欄の県民会館・公会堂感染症予防対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県民会館及び公会堂に非接触型体温計や消毒液を配備するとともに、県民会館に赤外線サーモグラフィを配備しようとするものであります。3目スポーツ振興費であります。同じく右側説明欄のスポーツ施設感染症予防対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県営スポーツ施設に非接触型体温計や消毒液を配備するとともに、県営武道館等の空調設備の改修工事等を行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 今回の説明で非接触型体温計を導入することはわかったのですが、これは1台幾らぐらいで、どの時期に入るのか、早めに入ったほうが良いと思うのですが、その辺はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○岡部文化振興課総括課長 当課は文化振興課でございますけれども、県民会館及び県公会堂の所管をしております。

まず初めに、県民会館、県公会堂に配備いたします非接触型体温計でございますが、県民会館には10台、単価は1万2,100円のを想定しております。県公会堂におきましては5台、同じ単価で1万2,100円のを配備する予定としております。

○山本スポーツ振興課総括課長 県営スポーツ施設の非接触型体温計の関係でございます。県営スポーツ施設は9施設ございますけれども、そちらに合計70個を合わせて配備することにしております。

○柳村一委員長 70ですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 合計70台です。現在非接触型体温計の需要が高まっていることから、なかなか入手ができない状況でございますけれども、なるべく早く配置をいたしまして、施設に必要数が届くようにしていきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 なるべく早くとはそのとおりですけれども、現在はこういった施設の利用がされていないわけですよね。その間にそろえば一番いいわけでもありますけれども、ただこの議会を経たからの発注になるのだろうとは思いますが、日本中で多分こういうことを皆さん今考えていらして、なかなか手に入らない状況の中で、これが秋口とか正月ぐらいに整っても、次の備えにはなるのかもしれないけれども、現在の流行に対する予防策にならないのではないかと思います。ぜひそういったことも勘案しながら、早めに手配できるようにお願いしたいと思います。

○千葉盛委員 城内委員と大体同じですが、非接触型体温計とか配備される施設が

5月6日まで休館だとのこと。非接触型体温計がいつ整備されるかわからない中で、その休館はどうなっていくのか、その辺をお伺いいたします。

○**岡部文化振興課総括課長** 現在におきましては、委員からお話がありましたとおり、緊急事態宣言が岩手県を含む全国の都道府県に拡大されたのを受けまして、県の方針といたしまして休館しております。

今後この緊急事態宣言が続くことを想定した場合には、引き続き休館をしていく方向で検討しております。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 県営スポーツ施設でございますけれども、先ほど岡部課長から話があったとおり、県営スポーツ施設につきましても、本県に緊急事態宣言が発令されている間は、全ての県営施設を休館することにしております。

○**千葉盛委員** わかりました。緊急事態宣言が出ている間はスポーツ施設も、文化施設も休館することです。岩手県だけ緊急事態宣言が解除されるかどうかわかりませんが、この検温体制とかが整備されていなくても、緊急事態宣言が解除された場合には開館していくとの捉え方でいいものなのか、それとも検温体制の整備状況により休館、開館を考えていくものなのかお伺いいたします。

○**岡部文化振興課総括課長** まず、緊急事態宣言が解除された場合につきましては、そのときの県内における感染状況ですとか、他県、近隣県の状況を踏まえながら、まずは県民の命と健康を守ることを最優先に考え、施設の利用再開について検討してまいりたいと思います。

また、非接触型体温計等の配備でございますが、実はこれは国の補助金を活用させていただきたいと考えております。つきましては、緊急事態宣言がどうなるかにかかわらず、これについては国に申請してまいりたいと思っております。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 県営スポーツ施設の関係でございますけれども、先ほど岡部文化振興課総括課長から話があったとおりでございます。本県に対する緊急事態宣言が解除された場合につきましては、県内における感染の状況、それから隣県各地の状況等を踏まえながら、県民の命、健康を守ることを前提に、対応を検討していくことしております。よろしくお伺いいたします。

○**千葉盛委員** 質問の趣旨は、この検温体制が整備されていなくても開館するかのかなのかと、検温体制は開館、休館に影響あるのかなのかです。

○**岡部文化振興課総括課長** 開館につきましては、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、特に非接触型体温計を配備するかしないかではなくて、あくまでも県内の感染状況ですとか、他県の状況を踏まえながらそこは判断していくこととなります。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 県営スポーツ施設の関係でございますけれども、県営スポーツ施設につきましても、非接触型体温計が早く入れば一番いいのですけれども、入らなくても本県に対する緊急事態宣言が解除された場合は、県民の命と健康を守ることを前提に対応してまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 それでは、私は1点お伺いしたいと思います。

県が23日に発表した緊急事態措置で、閉鎖というか休業の要請にスポーツクラブも入っています。県内のクライミングのジムなのですけれども、4軒ありますが、経営者の方が相談窓口を確認したところ、この4軒は休業の対象になっていないとの答えだったそうです。クライミングジムもスポーツ施設なのではないかと思い、4月7日の緊急事態宣言からずっと自主的に休業していたのに、この4軒のジムはなぜ休業要請対象にならないのか、理由を教えていただきたいのですが。

○中村企画課長 休業要請の関係でございますけれども、当部に関係するものでスポーツクラブがあると聞いております。こちらにつきましては、政策企画部で、ホームページ等を見ながら休業要請するところを確認し、現時点では47施設あると伺っているのですけれども、詳細な部分につきましては、こちらでも、どこまでなのかを把握していませんので、確認しながら対応したいと思います。施設はたくさんあるが、組合等もないとのことで、個別に対応しているので、なかなかつかみ切れていない部分もあると聞いております。また、クライミングジムは4軒と情報をいただきましたので、関係課と調整させていただきたいと思います。

○千葉絢子委員 我々のところにも個別に、ここの施設はどうなるのだと県民の方からの問い合わせが、地域を問わず寄せられております。一貫性のある対応をお願いしたいのが県民の皆さんの意見でございますので、スポーツクラブを分類する場合は、どこまでなのかをしっかりと詰めていただいたほうが県民に迷いがないと思います。実際あさってからは連休に入ってしまうので、しっかりと県民に情報がつながるように御対応いただければと思います。

○斉藤信委員 私は2点お聞きします。今回県民会館、県公会堂に非接触型体温計と消毒液を設置することについて予算措置されています。県民情報センターとか、県立美術館とか、県立博物館には赤外線サーモグラフィーを設置します。なぜ県民会館、県公会堂は非接触型体温計なのか。私は、県民会館あたりは赤外線サーモグラフィーを設置して当然ではないかと思うのだけれども、なぜ赤外線サーモグラフィーの設置にならなかったのですか。

○岡部文化振興課総括課長 赤外線サーモグラフィーの設置でございますけれども、県民会館には1台予定しております。ただし、県公会堂につきましては設置しない方向としております。といいますのも県公会堂の収容人数とか利用実績を踏まえまして、指定管理者とも相談の上、非接触型体温計で対応できるのではないかとこのことで県公会堂には配備しないこととしております。

○斉藤信委員 県民会館は、表の玄関のほか裏からも入れるようになっていますね。これはどうするのですか、1台でどういう対応をするのですか。

○岡部文化振興課総括課長 県民会館入り口は幾つかありますけれども、正面玄関のみ出入りしていただくようにして、ほかの出入り口はシャットアウトし、正面玄関も半分だけ

の開放で、片方は入れないように制限いたしまして、狭くて御不便をおかけするかもしれませんが、半分の入り口で対応させていただきたいと考えております。

○**斉藤信委員** そうすると1台の赤外線サーモグラフィーは正面玄関に限定して、あとは閉め切りですね。

○**岡部文化振興課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** その場合に非接触型の体温計はどう活用するのですか。

○**岡部文化振興課総括課長** サーマグラフィーは表面温度を測るもので、実際の体温は正確には測れないとのことでございますので、熱がある疑いでサーモグラフィーが反応した場合には、その方に事務室にお越しいただいて、きちんと体温を測っていただき、もし本当に熱がある場合には入館を御遠慮いただく方向で進めたいと考えております。

○**斉藤信委員** そうすると、県公会堂の場合は非接触型体温計だけの整備になると思うのですが、ここは入り口を一つにして、そこを厳しくチェックすることになりますか。

○**岡部文化振興課総括課長** 県公会堂は、入り口を一つにして、そこでの入館者に対して、非接触型体温計を主催者側に使っていただくことを考えております。

○**斉藤信委員** もう一つです。文化振興費にかかわって、今回補正予算に計上されていないので聞くのですが、今文化芸術団体の最も切実な問題は、さまざまなイベントが中止になって1億3,000万人分のキャンセルがあったことです。すごい額なのです。それが準備経費も含めて大きな損害になっております。岩手県内において、こうした文化芸術団体のキャンセルの状況、被害の状況は把握しているのか。国がまともに対応していないので極めて残念なのだけでも、ドイツのメルケル首相が、我が国には文化が必要だと、文化芸術関係の方々へすぐ60万円を支給したことがテレビで何度も紹介をされていますけれども、私は岩手県独自にでも文化芸術を守る対策、予算が必要だったのではないかと思います。岩手県内における現状を含めて、なぜこれが計上されなかったのか示してください。

○**岡部文化振興課総括課長** 私どもで、まずは認可施設、岩手県内の公立文化施設協議会に加盟しております市町村設置の文化施設に、5月6日までの間に中止または延期となった公演がどのくらいあるのか御照会をした結果、合わせまして200件以上はキャンセルになっていると把握しております。また、実際に活動されている方々、県芸術文化協会に加盟しておられます団体が63団体ございますけれども、そちらにも県芸術文化協会を通じて活動の状況をお聞きしましたところ、市町村芸術文化協会、県芸術文化協会が主催しているものは24件が中止または延期を検討しており、華道とか文芸とかの専門団体は、中止または延期が合わせて33件になっております。

芸術文化団体の方々がお困りになっていることを私どもも聞き取りしまして、活動を進めるに当たって、3密を回避すること、マスクや消毒液で対応することが資材不足で難しいこと、あとは芸術文化は一緒になって活動する例が多いものですから、そういった開催形態や、どのくらいレッスンや公演をやめたらいいのかとの判断に苦慮していることが課

題だとお聞きしております。

私どもが芸術文化関係の方々とは意見交換をさせていただいたときに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している今の時点においては、エネルギーを蓄えていく時期だと考えているとのことをごさいます、県といたしましては、まずは活動の発信を支援できないかと考えております。当課のホームページに、いわての文化情報大事典がございまして、ここに、これまでの公演映像ですとか活動の様子などを紹介していくことができないか各団体にも相談しております。

最近におきましては、北上鬼剣舞連合会が4月19日に疫病退散の舞を舞うとのことで、滑志田鬼剣舞保存会から協力をいただきまして、いわての文化情報大事典に動画を掲載させていただいたところです。まずは、今できることを行っていきたいと考えております。ゆくゆく感染症が終息するフェーズになりましたら、国も芸術文化への関心と熱意を取り戻すイベントの開催支援を考えているようでございしますので、そういったことも勘案しながら地域で文化芸術活動が展開できるように検討してまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 今中止、延期の公演は200件以上と、その他市町村レベルの専門団体のキャンセル件数も出ましたけれども、問題はその被害額がどのぐらい想定されるのかです。あとは文化芸術をなりわいとしているの方々、全国的にはフリーランスが多いのです。だから、そういう文化芸術活動の中心になっている方々が県内にどのぐらいいて、本当に生活に困っている状況はどのように把握されているのか、いかがですか。

○**岡部文化振興課総括課長** フリーランスの数については、把握が非常に困難なものと考えております。フリーランスの方ですとか、あとは小規模事業者の方々につきましては、県といたしましても国で各種制度が展開されようとしておりますので、それについて、市町村芸術文化協会ですとか市町村、あるいは県内4広域圏ごとに文化芸術コーディネーターを配置しておりますので、そのコーディネーターを通じて情報提供をしておりますし、あとは随時相談を受けております。またフリーランスの方の経済的な困り事については、文化芸術コーディネーターに相談は来ていないとのことをごさいますし、今のところ当課にも相談がない状況でございまして。

○**斉藤信委員** その被害状況をぜひ把握していただきたい。それと、文化芸術をなりわいにするとは、文化芸術そのものをやっている人のほか、そのイベントを企画する人たちもかかわることなのです。ですから、その意味で、岩手県内にもなくはないと思うし、そして国の対策は、残念ながらまだ示されていない。持続化給付金の対象になるとかはありますよ。しかし、本当に大変な規模で文化芸術のイベントが中止に追い込まれている中で、ドイツなどはメルケル首相みずから文化を守ると言っていて、そこに政治の違いがあるのです。東日本大震災津波からの復興の中でも岩手は、文化、芸術、芸能を大変重視してきた。復興の力にもなってきた。だから、岩手らしい文化芸術を大事にしますよ、見逃さないよ、しっかり支えるよとのメッセージも含めて、状況もしっかり把握して、部長に積極的な対策とメッセージを最後に打ち出してほしいのですが、いかがですか。

○石川文化スポーツ部長 文化スポーツですけれども、今委員からお話がありましたように、岩手県民に元気を与えるものだと認識しております。

先ほど文化振興課総括課長からもお話ししましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、現時点で何ができるのかを考えなければなりませんし、そこから再開した場合にどうやってそれを支援していったらいいのか、そこに注力していかなければならないと思います。

お話がありました芸術文化団体の状況におきましては、これは全国的な課題だと認識しております。県から4月22日に新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望の中でも、感染拡大の影響を受ける観光、宿泊、飲食に、イベントも加えまして、しっかり対策をとるようお願いをしておりますけれども、先ほど各担当の課長からお話を申し上げましたとおり、県の芸術文化協会等々さまざまな団体とかかわりがございますし、それから文化芸術コーディネーターがおりますし、それから各広域振興局ごとに文化スポーツの特命課長も置いておりますので、我々としましては、しっかりと情報収集を続けながら、今何が必要とされているのか把握しながら取り組んでいきたいと思っております。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤教育局長兼教育企画室長 それでは、議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は今般の新型コロナウイルス感染症対策の対応といたしまして、第10款教育費の第1項教育総務費から第7項保健体育費までの3億3,007万7,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書

により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の27ページをお開き願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教職員人件費の教職員人事管理費は、学校の臨時休業等に伴う未指導分の補修や生活リズム等が乱れた個々の子供のケアなどを行うため、学習指導員等を配置しようとするものであります。次の4目教育指導費の公立幼稚園等緊急環境整備事業費補助は、感染拡大防止のため市町村が行う幼稚園等の保健衛生用品の配備に要する経費に対して補助しようとするものであります。次の県立学校ICT機器整備事業費は、学校の臨時休業等の緊急時に子供の学びを保障するため、児童生徒1人1台端末の整備やICT支援員の配置等をしようとするものであります。

次のページ、28ページの第4項高等学校費、第4目教育振興費の奨学のための給付金支給事業費は、家計が急変した世帯等の教育費負担軽減のため、公立高等学校等に通う生徒に給付金を支給しようとするものであります。

次のページ、29ページの第5項特別支援学校費、第1目特別支援学校費の管理運営費は、特別支援学校のスクールバス1台当たりの乗車人数を減らし、感染リスクの低減を図るためにスクールバスの増便等しようとするものであります。

次のページ、30ページ、第6項社会教育費、第5目博物館費及び第6目美術館費の管理運営費は、県立博物館及び県立美術館における感染拡大防止のため、来館者の体温を計測する赤外線サーモグラフィーや消毒液を配備しようとするものであります。

次のページ、31ページの第7項保健体育費、第1目保健体育総務費の児童生徒保健管理費は、県立学校における感染拡大防止のためマスクや消毒液、非接触型体温計等を配備しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 教育振興費についてお伺いしたいと思います。

奨学給付金についてなのですけれども、この対象となる生徒は何人ぐらいいて、どういう内容なのか少し詳しくお伺いしたいと思います。

○渡辺教育企画推進監 奨学のための給付金でございますが、7月1日時点で住民税所得割が非課税となる世帯を対象といたしまして、保護者の家計が急変し、住民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯となった場合について給付対象に加えようとするものでございます。この住民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯については、家計急変後、1年間の年間収入見込額を推計いたしまして判断することとしております。

○城内よしひこ委員 人数は。

○渡辺教育企画推進監 人数につきましては、過去10年間で完全失業率が前年より上昇いたしました平成21年、これはリーマンショックのときでございますが、このときの例を参考にいたしまして、新たな対象となる人数を130人程度と見込んで予算案を計上したもので

ございます。

○**城内よしひこ委員** リーマンショックの話が今出たのですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響についてはリーマンショックを上回る予測もある中で、今後どのように展開するかわからない中で、この枠組みを積み増ししていけるのか、それともこれでもう終わりなのかをお伺いしたいと思います。

○**渡辺教育企画推進監** 確かに今回の補正におきましてはリーマンショックのときを参考に計上しておりますが、実際支給時期につきましては、申請を8月末までに出していただきまして、支給時期はその1カ月後、2カ月後を想定しておりますので、今後足りない状況、リーマンショック時よりも厳しい状況になった場合については、さらなる補正を考えております。その補正の時点でも対応は可能と考えております。

○**城内よしひこ委員** いずれ今まだ学校にも行ってない状況の中で、皆が不安を持っているし、父母の方がそういう状況の中で経済的にも不安を持つ子供たちが今後ふえることが予測されます。学校にも行ってないから、もしかしたら情報が伝わらないかもしれないが、先、先と見て、しっかりと子供たち、あるいは保護者に情報が伝わるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○**渡辺教育企画推進監** 委員からのお話のとおり、きょうとあすは休校になっておりますが、本県では学校を再開しております。県立学校については基本的に授業を行っている状況ですし、仮に休校に入った場合は、学校から保護者への情報の提供手段がなくなることもございますので、その辺についてはしっかりした体制を組みながら、漏れることがないようにしていきたいと考えております。

○**佐藤教育長** 若干補足をさせていただきます。奨学給付金の支給事業でございますけれども、今回は1,292万2,000円ほど補正予算として計上しておりますが、通常分といいますか、当初予算には3億5,700万円ほど計上しております、万が一今回の補正予算額を上回る申請等があった場合は、まずは既配の予算を充当しておいて、全体の年間予算額が不足した場合は補正予算対応もできますので、そこは柔軟に対応していきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** 5月6日まで基本的には休業との話ではありますけれども、それ以降もしかしたならば延長して、学校が休みになる可能性が大であるとするならば、子供たちの学力、学習のチェックも含めて、しっかりとしてもらわなければならないと思うのですが、そういった体制づくりはされているのか、今後不足する分をどういう形でカバーしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○**中川学校教育課総括課長** 仮に学校の臨時休業が長期的になった場合につきましては、分散登校など感染拡大防止のための措置を講じた上で、児童生徒や地域の実態に応じまして登校日を適切に設定するなど柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。また、児童生徒が登校できるようになった時点で、時間割編成の工夫ですとか、学校行事の精選、長期休業期間の活用、補習等を可能な限り行うこと、家庭学習を適切に課すなど県立学校

及び市町村教育委員会と連携しながら必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** スポーツの祭典である全国高等学校総合体育大会も中止になったりしているわけでありますけれども、そういった大きなイベントが軒並み中止ですよね。そういった際に、子供たちのスポーツなどの分野をどのように補完をしていくか、その支援策も含めて考えがあるならばお伺いしたいと思います。

○**清川保健体育課総括課長** このたび全国高等学校体育連盟が全国高等学校総合体育大会の開催中止を決定いたしました。それに先立ちまして県高等学校体育連盟でも県の高等学校総合体育大会の中止を決定しております。これにつきましては生徒の健康、安全面を最優先した形でございます。ここまで大会を目指してきました生徒、それから支えてきた教員、保護者の皆様の心情を察すると非常に心苦しいものがありますけれども、今後それにかわる支援策、代替措置といえますか発表の場、大会の設定について、全国高等学校体育連盟から各県の高等学校体育連盟で配慮、検討するように要請があったところでございます。今後県の高等学校体育連盟の事務局が、実際の運営を行う各競技の専門部等と連携しながら、どの形の開催等が望ましいのかを検討していくことと承知しております。

○**城内よしひこ委員** 子供たちは、全国高等学校総合体育大会を目指して一所懸命これまで頑張ってきましたが、まさに集大成の時期を逃してしまうわけです。そういったことを考えると大変残念だと思っています。ぜひそういうパフォーマンスを発表できる機会をつくってほしいし、早めに情報発信をしてほしい。そのことが子供たちの心が折れないで、この苦しい状況を乗り越えるための一筋の光明になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**清川保健体育課総括課長** 生徒の活躍の場、発表の機会は、ぜひとも実現させてあげたいとの思いであります。早期に、そういったスケジュール感を示すことが安心感にもつながると思いますので、関係機関、部署と連携しまして、示していきたいと考えております。

○**千葉盛委員** 教職員人事管理費で、学校の臨時休業に伴う未指導分の補習や生活リズム等が乱れた個々の子供のケアなどを行う学習指導員等を配置しようとするもので、3月中は休校、休業の措置がとられましたし、現在も休業等を行っている市町村、自治体もあります。その中で、県内の履修状況等はこういった状況なのか、どのように捉えているのかお伺いいたします。

○**山村参事兼教職員課総括課長** この事業は国の補正予算に計上されている補助事業であります。補習等のための指導員等派遣事業を活用して実施しようとするものであります。この事業により配置する指導員が行う業務が国により例示されております。休業に伴う補習であったり、今御質問のあった生活のリズム等が乱れた子供のケアなどが想定されております。

生活のリズム等が乱れること、例えば夜更かしをして、朝なかなか起きられなくて学校で集中力を欠いた状況が見られたり、休業の影響で規則正しい生活ができていないことにより学校生活に影響が見られる子供たち、そういった子供たちへのケアを想定しております。

す。

○千葉盛委員 3月の休校、休業措置で新型コロナウイルス感染症対策には休校することが望ましいという捉え方をされてしまった形があると思うのですけれども、いろいろ専門医の先生方、見解が違うところもあるのですけれども、結局休校だけをしても疫学的には感染症対策にはならないと。

その中で、例えば私の住んでいる気仙地区では、診療所の先生に感染者が出たことで、それに伴って緊急事態宣言も出て、4月も休校になってしまいました。あと県北でも5月17日まで休業するところもあります。その中で、県内でも統一されていない休業状態が出てきているわけです。そういったところで、県の教育委員会も市町村の教育委員会も休校の考え方をある程度統一していただきたい。ばらばらになっている中で、補習とか、生徒へのケアとかどうやっていくのかをお聞きしたいのですけれども。

○中川学校教育課総括課長 休校措置に関する考え方でございますけれども、先般4月23日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部第12回本部員会議も踏まえまして、学校の臨時休業の基本的な考え方について市町村とも相談の上、お示しさせていただいたところでございます。なお、学力につきましてですけれども、3月の状況も踏まえまして臨時休業した場合には、児童生徒につきましては学習状況などをしっかりと一人一人丁寧に見ていただきながら必要に応じて補習的な学習などを行っていただく形で対応していただく必要があると考えております。

○千葉盛委員 現在履修状況としては、県内小中学校を含めて履修できなかった部分は何とか確保していると。先ほどありましたけれども、休業状況に応じて夏休み、冬休み等を鑑みながらどうするか考えていくとのことでしたけれども、現在のところは履修状況は何とかなっているとの捉え方なのかお伺いいたします。

○中川学校教育課総括課長 現時点においては、未指導部分による問題についての学習のおくれは生じてはいないと認識しております。

一方で、先ほど御指摘をいただいたように、現在休校期間に入っているところですか、さらに県がお示ししている大型連休期間後に臨時休業を行っている地域もございますので、しっかりとそこは丁寧に見ていきたいと考えております。

○千葉盛委員 県内でもそのとおり一律ではなくなってきていて、きょうもあすも開校しているところもあります。学力の差や部活動、文化活動の差が、さまざま地域によって出てくると思いますので、しっかりと連携体制を整えていってほしいです。そして休校のあり方について、地域によってこれからはばらばらなのでしょうか。感染者が出たら地域と相談して休校を決めるとのことでしたが、現在、休校措置についてどう考えているのか伺いたいと思います。

○中川学校教育課総括課長 臨時休業措置の基本的な考え方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今月の4月23日の通知においてお示しをしております、感染者が県立学校の児童または教職員に確認された場合には、当該学校及び同一市町村内における

学校については2週間程度の臨時休業を行うことを基本としながら、その他の市町村ですとか生活圏につきましては、保健所長及び管轄の管内の市町村教育委員会などと協議をしながら、臨時休業の可否を判断する形でお示しをしております。

○千葉盛委員 どうぞ各教育委員会との連携をよろしく願います。

それで、先ほども高校総合体育大会の中止等の話が出ましたが、本当に早い形での目標設定が必要なのだと思いますが、どこで、こういった形で評価をするのかは、これからだとは思いますが、できるだけ地域差が出ないような評価をしていける体制をつくっていただきたいと思います。

次に、GIGAスクールについて、これはICT、家庭内学習も含めるとのことで、予算も出てきましたけれども、県内全体で考えた場合に市町村も含めて、いつごろ1人1台パソコンの整備がされるものなのかお伺いたします。

○渡辺教育企画推進監 今回の補正予算におきまして、予算案に盛り込んでおりますのがまずは一関第一高等学校附属中学校と県内の全ての特別支援学校の小学部、中学部の児童生徒に対する1人1台端末の整備は、合計1,152台の端末、それとその端末に要する充電保管庫の整備がございます。そのほか、障がいのある児童生徒のための機器の整備と入力するための特別な機器の整備、あとはギガスクールサポーター、ICT支援員の配置、あとは環境が整っていない世帯に対する貸し出し用のモバイルルーター、遠隔授業の実施に向けたウェブカメラ等の整備について、今回補正予算を提案しております、これは年度内に整備することで考えております。

○千葉盛委員 1人1台の整備期間、どのぐらいの期間で整備されるのかを聞いていたのです。年度内ですか。

○渡辺教育企画推進監 年度内です。

○千葉盛委員 今回の補正予算分は年度内なのですね。

○渡辺教育企画推進監 はい。

○千葉盛委員 今回の分も大事なのですが、それ以外の整備はどのぐらいの期間を見ているのか、全小中高の学校に整備されるのはどう見込んでいるのかお伺いたします。

○渡辺教育企画推進監 まず、県立学校につきましては高等学校と、あと特別支援学校の高等部がございますが、こちらは今回の国の補正予算のメニューが1人1台端末の分はございませんので、今のところ整備の予定はございませんが、今年度県立学校におきまして20校、県立学校と附属中学校20校を指定して、実証研究の授業をすることとしております。そちらの研究を踏まえながら、高校生はスマートフォンを持っている率が高いので、そちらを活用しながら、個人が持っている端末の活用、いわゆるBYODができないかも含めながら検討してまいりたいと思います。

失礼しました、20校ではなくて7校でございました。高等学校が3校、小学校2校、中学校2校で、合計7校でございます。あと市町村立の小中学校につきましては、これはそれぞれ市町村の考え方で今回の国の補正に伴って要求する市町村等、それぞれ市町村によ

って異なると思いますが、県といたしましても県内可能な限り整備がなされるように市町村と情報共有をし、また、市町村への支援をしたいと考えております。

○千葉盛委員 わかりました。今回の補正のものでさえ年度内とのことで、県立学校等のオンライン授業の対策をしていくことはなかなか難しい状況なのかどうか、最後にお伺いして終わります。

○渡辺教育企画推進監 正直申し上げまして機器の整備は高等学校あるいは特別支援学校の高等部について、今の段階で国庫補助がございませんので、県で整備するのは難しいと考えておりますが、ぜひ国にそういった補助メニューを創設していただくように要望してまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 私からは2点お伺いいたします。まず1点目です。今回の学校の休業措置は非常に短期で終わっているところですが、今後の学校での感染発生、また拡大のフェーズになってきますと、他の道府県のように長期にわたる休業が考えられるわけで、その際、学習の機会の確保をどうお考えであるのかお聞きしたいと思います。

熊本市では、民放のテレビ局の枠を自治体で買い切って、そこで学校の授業を放送している取り組みを行っています。また、県内でいいますと花巻市にコミュニティーエフエムがあるのですけれども、そのコミュニティーエフエムによって、ラジオでの授業を考えていることもありまして、各自治体がそれぞれ工夫を凝らして子供たちの学習の機会を確保しようとしているところです。

私の娘も今年、中学3年生で受験期を迎えておりまして、学校の子供たちの中でもこういったオンライン授業などが取り沙汰されるたびに、そういった環境にない子供はこのまま置いてきぼりになるのではないかと、お母さん、これどうなっているのと娘から聞かれたこともありまして、子供たちに相当な不安が広がっている実態があります。現時点で結構ですので、先日教育長の会見で、オンライン授業はちょっと難しいかもしれないとの御発言がありましたけれども、学習の機会を確保していくために今の段階で検討していることがあればお知らせいただきたいと思っております。

○中川学校教育課総括課長 現在のところ、県立学校の児童生徒に対しまして授業の動画配信等を行うことについては、県立学校の教育課程が実施科目とか単位数が学校ごとにそれぞれ異なっている実態もございまして、県立学校に対して一斉に授業を配信するのは難しいのではないかと考えています。

市町村教育委員会におきましては、御指摘のとおり花巻市ではラジオ講座を予定していると承知しておりまして、それ以外の市町村でテレビやラジオ等による授業を実施する等の情報は現時点で把握しておりませんが、今後とも市町村教育委員会と連携を図りながら、臨時休業中の児童生徒の学習権の確保に努めてまいりたいと考えております。

加えまして、文部科学省もホームページ等を更新しておりまして、一部の教科、数学にはなりますけれども、動画配信のリンクを張るなど情報提供をしております。そうしたこともしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 新型コロナウイルス感染症に限らず、これからもこういう感染症がふえていくことを考えますと、いずれ1人1台端末は早期に配備しなければいけないと思っています。その際に、どの形で提供していくか、どれぐらいの子供たちがそういう視聴環境にあるのか、実態調査もあらかじめしておくべきではないかと思えます。

中学生、高校生になるとスマートフォンの自身での所持率も高くなっていくわけで、そうした場合は自宅でのオンライン授業も可能になってくるかと思えますけれども、小学校の場合、学校のパソコンの部屋を使ってのお話も中にはあるようですけれども、例えば総合教育センターを活用して、そこから各学校に配信をするような、義務教育課程においてはそういった方法も考えられるのではないかと思ひまして、早速どういった環境にあるかを学校を通じてでも結構ですので、調査をしていただければと思っております。

もう一点です。学校の休業措置の目的なのですけれども、先ほどエビデンスの話もありましたけれども、感染拡大を防ぐ観点も休校を決めている理由の一つにはなっていると思うのですけれども、県立学校につきましては、先ほど保健管理費ですか、マスク、消毒液などの配布とのことで予算措置してあります。ただ、多くの子供たちが通う市町村立の義務教育の学校で、給食提供の際、食器の不衛生な実態があるとお聞きしておりますし、実際私の住んでいる地域の学校では小学校、中学校合わせてですけれども、週に2回しか給食用のトレーが回収されていない実態がもう10年以上続いていることがわかりました。どんなに手洗いとかうがいをしても、実際に使う給食のお盆の扱いがこのような不衛生な状態ですと新型コロナウイルス感染症に限らずノロウイルス、インフルエンザウイルスなどの集団感染の温床にもなってしまうと私は非常に危惧しております。こういった実態をどの程度把握していらっしゃるのかお伺いいたします。

○清川保健体育課総括課長 委員御指摘のとおり、各市町村の中においては、給食用トレー等の衛生管理面で不十分なところがあり、非常に問題があると認識、把握をしております。特に新型コロナウイルス感染症に関しましては、衛生管理については留意していかなければならないと捉えております。これまで県教育委員会におきましては、文部科学省が作成しました調理場における洗浄、消毒マニュアル等を活用しまして研修会等において調理用の器具等の衛生管理について周知を図ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために学校給食における給食トレー類の洗浄、消毒を含めました衛生管理の徹底について、先月各市町村教育委員会宛てに通知しております。今後も毎日確実に消毒を徹底するよう改めて衛生管理につきまして強く働きかけてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 事前に教えていただいたところでは、盛岡市の中でもそれぞれ対応が違うとのこと。旧市街地、自校給食のところは毎日なのですけれども、都南地域が週に2回、玉山地域になると2週間に1回の回収の実態であるようです。うちの子供たちも給食用のお盆に敷くナプキンを10年以上も持っていつているので、何でなのだろうと話をしたときに、ほかの市町村の教育委員会の先生たちから、うちの学校ではきちんと毎日回収

しているよと話があったのですが、盛岡市の給食センターに問い合わせてみましたが、キャパシティの問題で、毎日全学校に出したお盆を回収して洗浄する能力がないのだそうです。なので、これは令和5年度に新しい給食センターができるまで、盛岡市の場合は対応のしようがない、現状でいくしかないと回答があったのです。

ただ保管の仕方について、教室の密閉されていない空間において上から布をかけて保管している場合、本当に不衛生な状態でやっているところもあるとのお話を聞きますと、これはうがい、手洗い、マスクどころの話ではないぞと私は思っています。

そして、もっと恐ろしいのは滝沢市と軽米町、ここでは長期休業前までの1学期につき1回洗浄とのことで、ほかの日は水拭きとか、アルコール消毒とかを子供たちがやっているパターンもあるそうで、非常に心配です。

なので、この対応をしっかりと各市町村教育委員会に連絡していただきたいと思っていますが、ちなみに盛岡市はまだ何の対策もとられていません。学校が始まって給食も始まっていますので、早急に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、配慮するようにとのことで、これまでも使用後に除菌シート等で拭いたりとか、管理衛生を徹底しており、各校では工夫を凝らして衛生管理に努めていて、例えば使用前にもアルコール消毒をしてトレーをきれいにするといった取り組みも市町村ごとに行っているというふうに伺っております。改めまして各市町村に呼びかけてまいりたいと思います。

○千葉秀幸委員 私からは、大きく分けて三つの項目について質問をさせていただきます。

まず、この教職員人事管理費についてであります。生活リズムが乱れた個々の子供について、具体的な理由については今お示しいたしましたので、承知いたしました。この生活リズム等が乱れた子供をどうやって把握していくのか、あるいはもう把握されているのであれば、答えられる範囲で数字もお示しいたきたいと思っています。

○山村参事兼教職員課総括課長 生活リズムが乱れた子供の把握でございますけれども、一般的には学校の中で、朝の学活での健康観察であったり、授業中や休み時間などでの子供の様子からも日常的に実態把握をしております。

○千葉秀幸委員 今までもさまざまな悩みを抱えていた子供たちが、さらに新型コロナウイルス感染症で今以上に深刻化しているのをぜひとも誰一人として見落とさないように対応を進めていただきたいと思っております。

この学習指導員についてでございますが、未指導分の補習に応じてですけれども、生徒の理解度にそれぞれ差があると思うのですけれども、こういった形で生徒の指導に努めていくかお示しいたきたいと思っています。

○小野寺義務教育課長 補習のあり方についてでございますが、子供たち一人一人の学習の定着状況をきめ細かく把握しながら、例えば授業において個に応じたきめ細かな指導を基本としつつ、チームティーチング等により指導形態の突合を行ったり、あるいは時間割編成の工夫、学校行事の精選などにより放課後の講習の時間を設定したりするなど、学校や

児童生徒等の実態に応じて、計画的かつ組織的に学習の定着に向けて、市町村教育委員会と連携を図りながら取り組んでまいります。

○**千葉秀幸委員** 次に、公立幼稚園等緊急環境整備事業費についてであります。衛生用品の配備に当たり、現在36カ所の幼稚園があるのですけれども、どのぐらい備蓄があるのか把握はされているのでしょうか。

○**小野寺義務教育課長** この予算につきまして、公立幼稚園の設置者である各市町村がそれぞれの備蓄量を踏まえて補助予算内で購入するものでありまして、県教育委員会として各市町村の備蓄量は把握しておりません。

○**千葉秀幸委員** どこも厳しい状況だと思うのですけれども、多少備蓄があれば、あるいはなければ配布枚数も変わってくると思います。ぜひとも平等に配布していただきたいと思っておりますが、これは布マスクでしょうか。また、いつ頃配布されて、いつ頃までもつと思われるのか、枚数に教職員分の枚数も含まれているのか教えていただきたいと思えます。

○**小野寺義務教育課長** マスクの種類についてであります。各市町村が希望する種類を購入できるとされております。また、子供用マスクと例示されておりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての職員用のマスクも購入可能であります。あわせて納入時期ですが、今のところ明記されているものではありません。できる限り速やかにと理解しているところです。

○**千葉秀幸委員** ぜひとも早急な対応をいただきたいと思うところでありますが、最後の項目です。県立学校のICT機器整備事業費です。このICT支援員の配置の詳細を教えてくださいたいと思えますし、あわせて視覚、聴覚の障がいを持つ子供に対して、口で支援するわけにもいかないですし、こういった子供たちに特別な指導員をつける必要があると考えますが、ここの対応はどうなっているのでしょうか。

○**渡辺教育企画推進監** ICT支援員の配置の関係でございますが、今回の補正予算で組んでおりますのはICT関連民間企業等への委託、専門家がいるところへの委託によりまして、全ての県立学校を対象に各校年4回程度の派遣を見込んでおります。ICT支援員の業務内容についてでございますが、児童生徒1人1台端末をはじめとして、導入した機器の設定管理あるいは教員、児童生徒の機器の操作支援など、専門的な見地からサポートを行う業務を想定しております。特別支援員の関係で、そういった特別の機器も今回整備することにしておりますので、そういった方への対応についても対応できるように検討してまいりたいと考えております。

○**高橋特別支援教育課長** 視覚、聴覚等の障がいのある子供への支援につきまして、子供たちの障がい特性をよく見きわめた上で、例えばICTに精通している方でも障がいについて事前に授業参観や、あとは現在指導している職員との打ち合わせ等を行って、どう支援すればきちんとそういった機器が使えるようになるかといった部分をきちんと打ち合わせ等、情報共有をしてやっていくことが大切になると考えております。

個々にいろいろなパターンがありますので、聞こえにくい方にはこう、見えにくい方にはこうと概略的に申し上げることは難しいのですけれども、例えば筆談によるものですか、指差し確認ですか、あるいは手でこうやるですか、いろいろなやり方があると思いますので、そういった実態把握、子供たちの特性の共有を行った上で進めていくことが必要になると考えます。

○千葉秀幸委員 ぜひとも皆さん一人一人に対応してしっかりとやっていただきたいと思っております。

最後に、Wi-Fi環境が整っていない低所得者へのモバイルルーターを貸し出すものと事業の概要に書かれておりますけれども、この低所得者の基準をひとつ示していただきたいのと、現在は収入が変わってなくても、このような状況ですから、これから減収になる方々も極めて多いと思っておりますが、そういった可能性がある家族への対応についてお聞きして終わりたいと思います。

○渡辺教育企画推進監 低所得者の基準でございますが、今回国庫補助制度を活用いたしまして、貸し出し用のモバイルルーターの整備に係る予算案を計上しておりますが、その対象につきまして、国においては低所得者の世帯への貸与用として整備するとまでしか明らかになっておりませんで、その基準については現時点で示されていない状況です。実際に貸し出す際に所得制限を設けるかどうかも含めて、国で今検討していると認識しておりますが、県といたしましては各家庭の状況によって児童生徒が利用できないことのないように、柔軟な対応ができるよう検討してまいりたいと考えております。

○高橋穩至委員 私も学習指導員配置について1点、通告しておりました。

今まで3委員からも質問がありましたが、その内容について伺っているところでは19名を想定して、各教育事務所管内に適宜配置していきますということでした。前の質疑を聞きながら、中心になるのは生活のリズムが崩れて個別対応の支援が必要な子供を対象にしている事業なのだと思ったわけですが、私が気になるのはむしろ全体的に学習のおくれが出ていることへの取り返しをどうしたらいいのかということです。先ほどもそんなにおくれは出ていないとの答弁があったところでしたが、ただ、今後臨時休校とかが多くなるとちょっとやそっとの補習では追いつかないのではないかと非常に心配される場所です。今後のことですので、今聞いてもしようがないなと思うのですが、今後臨時休業が長期にわたる場合について、行事の見直しですか、土曜日の補習ですか、あと長期休業の対応ですか、さまざまなことを今後考えていくと伺ったわけですが、私がここ2日間で気になったのが、そういった議論の中で今、国会でも話題になっていますが、授業時間がとれないときに9月の新学期制度はどうなのかということです。一昨日全国知事会のオンライン会議が放映されまして、達増知事も発言されていたのですが、達増知事はその中で一番否定的な見解をしていたと思ったのですが、そのときに思ったのは教育長とのやりとりはあったのかなと。単なる個人の考え方なのか、教育現場の長である教育長との意見交換があった上での発言だったのか、そこだけ確認したいと思います。

○佐藤教育長 全国知事会で議題になっていることもございましたし、その前の段階で、ブリーフィングの形で、私の考え方と知事の考え方と、そこはある程度話をした上で会議に臨んでいただいております。昨日の会議あるいは報道等でもかなり大きな話題となっておりますので、けさの庁議の際にも私どもでペーパーを用意して知事に改めて確認をしております。

○斉藤信委員 では、私も予算に沿ってお聞きをしますが、最初に教職員人事管理費で、臨時休業に伴う学習指導員等の配置ですが、まず大前提として臨時休業に対する考え方を示していただきたい。どういうときに、どこが判断をして臨時休業の措置をとるのか。最初の安倍首相の全国一律休校措置は極めて乱暴で、学校が全く準備できないでやられたことです。世界の先進的な例として台湾の例が出ているのですけれども、台湾は恐らく世界で一番早く新型コロナウイルス感染症に対応した国です。そこでも休校措置をとったのだけれども、2週間の猶予をとって学校がすっかり準備をして、休校の間に何をやるのかまで準備をした上で2週間後に休校の措置をとったことが報道されています。私は臨時休校に対する考え方が大変大事だと思うので、まず最初にそのことについてお示しいただきたい。

○中川学校教育課総括課長 御質問のありました臨時休業の判断を誰がするのかにつきましてでございますけれども、まず学校保健安全法の第20条に基づく臨時休業を行う場合には、学校の設置者が行うこととなっておりますので、これは県立学校であれば県の教育委員会が最終的には臨時休業を判断する形でございます。

一方で、この新型コロナウイルス感染症の感染防止に関しましては、科学的な知見が非常に重要になってまいりますので、先日お示した臨時休業措置の考え方については、管内の保健所長と協議をすることと、あわせまして小中学校との連携も当然重要になってきますので、市町村とも協議を行いながら判断していく形でございます。

○斉藤信委員 もう少しちょっと立ち入ってお聞きしたいのは、私も既に文書をいただいておりますけれども、4月23日付の教育長の通知についてであります。ここには、例えば生徒、教職員に感染が発見された場合には学校が休校措置をとると。そして、市町村内のことについては保健所と協議するとか、そうなのではないですか。具体的な事例が起きてもおかしくない状況なわけだから、もう少し立ち入って予想される事例に県教育委員会はどうか対応するのかお示してください。

○中川学校教育課総括課長 個別具体の判断につきましては、そのときの状況でありますとか、まさに文部科学省のガイドラインでもありましたとおり、感染者の学校での活動ですとか、感染経路が明らかになっているか否かも踏まえながら、個別に基本的な考え方に基づいて判断していくことだと考えております。

○斉藤信委員 全然こなれていないので、私が教育長の通知を紹介しますと、これ4月23日、県立学校長宛ての通知です。臨時休業措置の基本的考え方、感染者が県立学校の児童生徒または教職員の場合、感染した児童生徒の出席停止、または教職員の就業禁止、感染

者が確認された学校を2週間程度の臨時休業にすると。当該学校が所在する市町村、他の県立学校についても2週間程度の臨時休業、当該学校が所在する市町村を所管する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内または生活圏にある学校の臨時休業の可否を判断する、これは学校で出た場合。感染者が県立学校の児童生徒等または教職員以外の場合、これは当該市町村に所在する県立学校の臨時休業の可否を保健所長及び市町村教育委員会と協議して決めると、こうなっています。だから、手だてはかなりわかりやすくなったので、そう説明してくれると答弁になると思います。

それで30日、1日を臨時休校の措置にしましたね。私も事前に連絡をいただきましたけれども、恐らく岩手県は感染者が出ていないので、臨時休校をとる客観的な直接の理由はなかったのではないかと。今回30日、1日を臨時休校にした理由、根拠を示してください。

○佐藤教育長 今回の対応につきまして、県をまたいで人の移動について自粛要請をしていることがありまして、それに基づきまして、例えば県立学校の生徒の場合ですと、公共交通機関を、特に電車とかバス等の利用をして通学している実態がございます。

そういった中で、今回の大型連休期間中における人の移動を最小化する趣旨もございましたが、そこでゴールデンウィークの県をまたいだ移動の自粛とか、あるいはさまざまな休業措置もとって行動について自粛を要請している取り組みがございますので、それと同一歩調をとっていく必要があると判断したことから、また一方では児童生徒の学校教育活動の影響も最小限にとどめたいという思いで、4月30日と5月1日の2日間を休業にしますと、4月29日から5月6日までの8日間の大型連休期間中における人の移動の最小化と軌を一にすることになることから判断しております。

○斉藤信委員 客観的には岩手県の感染状況に変化はないのだけれども、しかし今回、特に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議でも政府でもゴールデンウィークでの移動の自粛がかなり強調された。恐らくその一環と理解をしましたが、先ほど私が紹介した基本的な考え方は大事だと思うのです。臨時休校は子供たちの学習権を制約するのです。それだけに今後も、慎重に、正確に判断をしていく必要があると思います。

それで、今回の学習指導員の配置ですけれども、恐らく5月6日まで休校して5月7日から再開すると思いますけれども、これはいつの時点で採用するのか、例えば6カ月ぐらいの雇用期間を考えているのか。もう既に感染状況にかかわらず配置をされるものなのか示してください。

○山村参事兼教職員課総括課長 この事業による指導員ですけれども、想定されている業務といたしましては、臨時休業中に授業ができなかった未指導の部分に係る補習の支援であったり、また先ほどもお話ししましたが、個々の子供へのケアなどを想定しているものであります。実際には国の補助事業を活用して実施することで、臨時休業によるような影響が出た場合に配置するものでございます。本県ではまだそういう状況ではございませんので、このコロナの状況等を見守りながら事業実施していくこととなります。

○斉藤信委員 臨時休校措置がとられた際にこれを活用すると、こういうことでいいです

ね。そして、予算措置の内容とすれば、19人と先ほど話がありましたけれども、これも約6カ月間ぐらい雇用することで予算措置されているのですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 期間は予算では6月から3月までの10カ月間、19人分を計上しております。

○斉藤信委員 では、次に県立学校ICT機器整備事業費なのですが、議案説明会よりも中身の説明で、教育局長の説明は極めて雑駁でしたね。予算説明なのだから、例えば1人1台なんていうのは説明にならないのです。今回どこにこの機器を整備する予算なのかを説明しないと、議案の説明にならないと思います。

こういうことでしょうか、今回は、県立一関一高附属中学校、そして特別支援学校にICT機器を配備すると、その総計は1,152台、特別支援学校が912台ですか、そういうことですよね。だから、このことによって一関一高附属中学校は1人1台になるのか、特別支援学校は1人1台になるのか。だとすれば、機器は整備しても活用できないことになりますから、こういうところに先ほど話があったICT支援員を優先して配置しないと。支援員の配置、活用、さっきお話しされたように、各学校に年4回派遣する平均的な話なのではないのではないのかと思うけれども、いかがですか。

○渡辺教育企画推進監 1人1台PC端末の配置でございますが、委員からお話がありましたとおり、県立一関一高附属中学校と、あと特別支援学校の小学部、中学部の合計で1,152台、これで全員分になります。ICT支援員の配置でございますが、予算上、各学校4回の派遣を想定しておりますが、実態に応じて必要なところに集中して行う方法もあるかと思っておりますので、その辺は実態に応じてと考えております。

○斉藤信委員 今回の予算の中身の説明は一般論ではなくて、補正予算なのだから、補正予算は必要に応じて特別につけるわけですよ。だから、そういう説明をしっかりとやるようにしていただきたい。

次に、奨学のための給付金支給事業ですけれども、教育長が言われたように予算化されて、当初でも3億5,700万円、今回1,292万円です。これは、年度当初でどのぐらいの生徒がこの給付金の対象になっているのか、幾らの給付金なのか示してください。

○渡辺教育企画推進監 当初予算の積算の人数では3,608人分、これは第1子見込者数とかいろいろございますが、合計では3,600人ほどの試算でございますが、当初予算額はすみません、ちょっと手元ございませんので、後ほどお知らせをさせていただきます。

失礼いたしました。当初予算額が3億5,753万2,000円でございますので、その分が3,600人ほどになっております。

○斉藤信委員 給付額があるでしょう、私はそれを聞いたのです。

委員長、調べている間にもう一つ。奨学給付金とあわせて就学援助の拡充も大変重要ではないかと。今回家計が逼迫して新たに就学援助の対象になる世帯、子供たちが出てくるのだらうと思います。就学援助は極めて重要で、学用品から、あとは修学旅行費から学校給食費、これは大変大きいのです。だから、今回のこのような危機で、この就学援助もき

ちんと対応すべきだと思いますけれども、どうなっているのですか。

○**新田学校施設課長** 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、就学援助の対象となる子供が増加する場合の対応でございますが、令和2年3月24日付の文部科学事務次官通知によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響などによって家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することとされておりました。さらに4月6日付の国の事務連絡によりまして、通常は前年の収入により算定している所得基準について、申請時の収入の状況で判断するなどの柔軟な対応をすること、また、就学援助の制度自体を知らないために申請ができない事態を避け、より多くの家庭に本制度を利用してもらうために保護者への情報提供に努めることについて、市町村へ周知するよう要請がありました。これを受けまして、県教育委員会では、各市町村に対し随時認定の柔軟な対応と、保護者への情報提供について改めて周知徹底を図ったところであり、今後とも市町村と緊密に連携しながらしっかりと対応してまいりたいと思います。

○**渡辺教育企画推進監** 大変失礼いたしました。給付金額について、年額でございますが、生活保護受給世帯で3万2,300円、非課税世帯第1子が8万4,000円、同じく第2子が12万9,700円、通信制の生活保護受給世帯以外で3万6,500円、専攻科が同じ金額で3万6,500円になっております。

○**斉藤信委員** 奨学給付金は、今回は新たに130人が予算的には措置されているのですね。かなり活用されているところですので、あと今の就学援助については、かなり大事な通知が2度にわたって出ているのですから、しっかり学校、保護者の現場にその趣旨が伝わるよう徹底していただきたいと思います。

次に、特別支援学校のスクールバスについて、14校のうち6校で1台増車して過密を解消するということだと思いますけれども、私は3月の休校で一番苦勞したのが特別支援学校の子供たちであり、保護者だったと思います。そういう状況を県としては、課長としてはどう把握されているでしょうか。特別支援学校の子供たちの状況についてお知らせいただきたい。

○**高橋特別支援教育課長** 特別支援学校の子供たちは休校の際、居場所の確保等にも非常にいろいろ工夫をいたしまして、放課後デイサービス等も活用したり、あるいはそちらが大変となりましたときには学校も一部受け入れを行うなどして、安全安心の形で努めてまいったところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、先日盛岡市内で放課後デイサービスをやっているのびっこ療育センターを盛岡市の市議会議員団と一緒に訪問して実態を聞いてまいりました。ここは朝6時から夜8時まで、利用者の実態と要望に対応してやっていて、職員19人全員常勤で、放課後デイサービスも休みのときには朝からです。八幡平市や滝沢市、盛岡市から利用しているのです。私は午後に訪問したら、異年齢集団で本当に違和感なく子供たちが、指導員と一緒に大変楽しくゲームをしている様子で、こういう施設は遊びそのものが活動なのです。

そういう意味で、指導員は朝から本当に大変だったろうと思います。

ただ、聞いたところ、放課後デイサービスの午前からの報酬はまだ支払われていないと。結局3月分は申請してから2カ月かかるそうなのです。苦勞して取り組んでも、その分、国がちゃんと手当てしますよといっても2カ月後、あまりにも遅いのではないのかと私は感じましたので、これは保健福祉部のことなので、そういう実態だけはお話をしておきます。

あと最後です。今回いろいろな予算措置がされましたが、これは国の補正予算対応が多くて、国の事業は全部2分の1補助なのです。そうすると、2分の1は県が負担しなくてはならない。国の補正予算対応は恐らく地方創生臨時交付金での措置です。地方創生臨時交付金は本来自治体が自由に使えるはずのものだけでも、みんなひもつき、裏負担になっているのではないかと思います。県教育委員会で今回予算措置した中で、地方創生臨時交付金対応は予算額でいけばどのぐらいになるのかわかりますか。

○千葉予算財務課長 国の補助率、事業によってそれぞれ異なるところでございます。3分の1、2分の1、定額でございまして、予算の説明書の6ページ以下に詳細がございませけれども、口頭で申し上げますと、今回の補正予算事業の3億3,000万円余のうち補助事業部分として1億5,857万7,000円、地方創生臨時交付金分として1億7,537万8,000円、あとは、これは人件費分の労働費用として諸収入12万2,000円の内容となっております。一般財源の持ち出しはございません。

○斉藤信委員 今聞いたように、今回、3億3,000万円の補正予算ですけれども、地方創生臨時交付金対応で1億7,000万円と。だから、結局国につき合って半分以上は地方創生臨時交付金で対応しなくてはならない。私は、こうするのだったら、地方創生臨時交付金は今の2倍、3倍にしないと、実際には地方が独自にやりたい事業ができないと、国におつき合いして終わりとなってしまうのではないのかと思います。教育長、これは教育委員会だけではないのだけれども、実態を示して、そして補正予算は基本的には3月中に組まれたのです。その後に新しい事業がどんどん出てきて、それは盛り込まれていない。負担だけはきちんと押しつけられる。そういうことですから、必要な事業、特に地方の財源をしっかりと確保する点で、教育分野の実情を明らかにして、しっかりと対応してほしいと思うけれども、いかがでしょうか。

○佐藤教育長 斉藤委員御指摘のとおり、地方創生臨時交付金3億3,000万円のうち1億7,000万円が教育委員会には充当されておりますけれども、県全体になりますと、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、さまざま多くの事業に取り組まなければならない。それがしっかりと国からの財源措置がなされなければならないものと考えております。そういった意味で、全庁的にも財源の確保について国に対してしっかりと要望していくことにしておりますし、それから総務省の財源措置で日々現場で起きている、あるいは実務の中でいろんな課題が出てきておりますけれども、そういったことをいち早く国に伝えるような仕組みもありますので、そういった対応をしっかりとやっていきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 大事なことを忘れました。先ほど話題になった9月への、大学の入学時期変更問題、私は知事が全国知事会で表明した意見は全くそのとおりだと思います。こんなどさくさ紛れにやるような話ではないと、この問題はね。これは教育全体にも影響を与える、社会全体にも影響を与える問題ですから、こういうどさくさ紛れにやるような話では絶対ないし、やっぱり慎重に検討すべきだという意見と私も同意見です。そういう点で、どういう意見交換があったのか、どういう検討が県教育委員会とはされたのか、これを最後に聞いて終わります。

○**佐藤教育長** 今回の全国知事会議等さまざまな形での議論や、声が各方面から上がっております。

そういったことを踏まえ、また、学校の臨時休業が長期化している中で、本来どういった議論をすべきなのかと、全国知事会で国に要望することは存じておりますけれども、9月の入学制について、社会全体で、例えば会計年度、あるいは入社、定年のタイミングとのずれとか、保育との調整など、さまざまな多くの課題があるものと認識しており、けさほど具体的に知事とも確認しております。

○**小西和子委員** まず最初に、教職員人事管理費のことですけれども、これは3月24日の文部科学省の事務次官通知に基づいたものと思われま。それで、先ほどから質疑が交わされておりますので、4,758万円は学習指導員等19人の予算でよろしいですね。その校種、勤務体系、給与等について、答えられるところで結構ですが、お願いいたします。

次に、募集の仕方はどうするのか、学校での勤務開始の見通し、期間は先ほど10カ月とおっしゃいましたので、それでいいと思いますが、この議案が通った後の全体のスケジュールを教えてください。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 19人配置の見込みですけれども、今時点では見込みです。各教育事務所6管内を基本としまして、小学校、中学校は6プラス1、盛岡が非常に大きいので7人、高校は6人、特別支援学校は6人と想定しております。この事業は、国の補助事業も活用しまして、休業により補習等が必要になった場合の対応でございますので、開始については新型コロナウイルス感染症の状況、学校の状況に応じて判断していきたいと考えております。

募集につきましては、これまでの臨時講師等と同様に各教育事務所、各学校で行うことを想定しておりますけれども、具体的には今後検討していこうと思います。

○**小西和子委員** 現在でも非常勤教職員の未配置校が毎年ありますよね。そういう中で、果たして手を挙げる方がいらっしゃるのだろうか心配しております。文部科学省では、退職した教職員にと述べられているようですが、退職教職員はもう再雇用到手挙げしております。私は学習指導員の配置はとていいと思います。でも、当てがないと絵に描いた餅になりはしないか、学習指導員の確保の見通しはあるのでしょうか、お伺いします。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 指導員の配置、人材確保につきましては、事業実施に向けて、今回退職した方あるいは再任用の期間が満了した方などにも改めて学校を通じて呼

びかけを行うなどしながら、人材確保を行っていきたいと考えております。

○**小西和子委員** すごく大きな役割を果たしてくださると思っております。現在、教職員は子供たちが帰った後、子供たちが触ったであろうところを全部消毒しております。こういうことも行っているのだと驚くような報告が寄せられております。ですから、もちろん45時間、360時間はとうに超えるような働き方をしておりますので、この学習指導員の確保に向けて大きなお力を頂戴したいと思います。

次に、県立学校ICT機器整備事業費9,985万円ですけれども、端末は1,152台、先ほどの話だと特別支援学校の小学部、中学部で912台ですか、そして県立一関第一高等学校附属中学校で240台とわかりました、これはあくまでも県立学校でございます。これまで整備してきた台数と今回の台数で、全員に行き渡ることはないのですね。全員分整備できないとすれば、今後の整備計画はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○**渡辺教育企画推進監** 県立学校でのことと御了承いただきたいのですが、先ほども若干関連して答弁申し上げましたが、県立高等学校及び特別支援学校の高等部、こちらにつきましては令和2年度当初予算で、いわて学びの改革研究普及事業として7校指定し、大学等と連携しながら研究をする予定でございます。また、現在多くの高校生がスマートフォンやタブレットを所有している状況を鑑みまして、国からもこういったことを活用していくようにとの連絡が来ておりますし、個人所有の端末利用、いわゆるBYODの導入可能性も含めまして、今後検討していくことにしております。

○**高橋特別支援教育課長** 特別支援学校についてですけれども、これまでiPadを高等部を中心に配布しております。それは就学奨励費の対象となっており、今回の対象とはなっておりませんので、小学部、中学部中心でのお話でありました。

○**小西和子委員** ICT支援員の業務について、先ほど年に4回だけ民間の方がお見えになって指導することなのかどうか。何をやるのだろうか、この人たちはと、県立学校の現場の先生方から声が聞こえてきたことを御報告しておきたいと思います。

それで、文部科学省が作成したロードマップによると、2023年度までにすべての小学校、中学校の児童生徒に1人1台の端末機器の整備をする構想がありますね。そして、20年度中に高速大容量の通信ネットワークを小学校から高等学校、特別支援学校の全てに完備するとしております、GIGAスクール構想は従来のICT環境整備事業と異なって国がまず半分を補助することになっております。それで、岩手県の市町村立小中学校のICT機器端末整備はかなりおくれをとっていると思ってございましたけれども、岩手県の平均が4.8人に1人、全国が5.4人に1人で、全国よりはちょっとだけいいですとお話しされましたけれども、この数値はパソコン教室があり、40台ぐらい入っています。そして小規模校が多いので、だからこういう結果が出たのではないかと考えております。

以前の商工文教委員会の際の調査等ではiPadを使って授業をしているところもあったのです。今回のインターネットを使ってのこういう授業等を見るにつけ、市町村の財政力にもよるのだとは思いますが、オンライン授業について、岩手県はかなりおく

れていますし、1人1台ICT機器端末の整備を県教育委員会から市町村教育委員会に働きかけていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響で全国学力・学習状況調査は中止になりましたけれども、最初パソコンを使ってやりますと言っていましたね。びっくりして、岩手県にはパソコンがないから参加できないと思っておりたけれども、世の中はそうなっておりますので、ぜひ県教育委員会から市町村教育委員会に働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○**新田学校施設課長** 市町村教育委員会への働きかけについてでございますが、GIGAスクール構想の実現に向けまして、市町村教育委員会においても児童生徒1人1台端末整備に係る国庫補助制度等の活用に向けた検討を進めておりまして、県教育委員会では情報提供や助言等に努めております。特に端末機器に関しましては、2月下旬に国内大手パソコンメーカー3社に対しまして各社が発表しているGIGAスクール構想に対応した特別モデルの仕様について聞き取り調査を実施しまして、その結果を各メーカーの機種を比較した一覧票として整理しまして各市町村に情報提供しております。

国では、令和2年度補正予算案において令和5年度に達成するとされている1人1台端末整備の前倒しを支援するとして、今後事業内容の詳細を検討しつつ、随時情報提供することとしておりますので、県教育委員会としては、引き続き国等の動向を注視し、情報の収集と提供に努め、市町村の取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 県教育委員会からもしっかりと支援をしていくとのことでございます。これは2019年の12月に公表されたOECDの生徒の学習到達度調査の結果によると、日本の子供の読解力が大きく低下していることが明らかになって、その主な原因の一つは、いわゆるデジタル読解力の低さで、国もこれではだめだと、GIGAスクール構想に切り替えました。さまざまな家庭がございますので、どの子も、どの家庭にもそういう環境整備ができるような取り組みをしていただきたいと思います。

奨学のための給付金支援事業で、先ほど家計が急変したとはどのような世帯なのかを説明いただきましたし、額につきましても幾つかの対応で分かれていることもお聞きいたしましたので、ありがとうございます。つまりこのくらいで間に合うのではないかと補正を組んだと捉えていいのですよね、1,292万円。このくらいで間に合うのではないかと、リーマンショックのときもこのくらいだったからと組んだのか、それともお金がこのくらいしかなかったからなのか、その辺の見通しといたしまして、どのようにして決めたのかをお伺いしたいと思います。

○**渡辺教育企画推進監** とりあえずリーマンショックのときを参考にと、131人ほどの人数に係る予算について補正予算案を組んでおりますが、先ほども申し上げましたとおり、既存の事業費もございまして、そちらとあわせて対応し、なおかつ足りない場合は補正予算の計上も検討していく考えでおります。

○**小西和子委員** 当初が3,608人分であったと。それにプラスで131人ほどでございます。

それで、毎回問題になるのは、必要な提出書類が非常に複雑で時間がかかり、保護者の

方もお手上げになったりすることが報告されています。必要書類の簡略化がこれまでも課題でありましたが、改善されているのかお伺いいたします。

○**渡辺教育企画推進監** これまで保護者の皆様からの声といたしまして、役場にとり行って手数料を払ってございましたので、課税証明書の提出がまず負担だということでした。ただ昨年度からマイナンバーカード、あるいは通知の写しでもいいので、そちらを利用した手続が可能となって、課税証明書の提出が省略できることになっております。県教育委員会としましては、正確な認定を行うために簡略化できない書類も国の制度上ございますが、保護者の負担をできる限り軽減できますよう今後も見直しを図ってまいります。具体的には、課税証明書の提出用とマイナンバーカードの提出用の様式が二つあったのですが、これをどちらでもいい様式に統一することも考えてまいりたいと思います。

○**小西和子委員** 大変困窮している家庭がふえてきておりますので、ぜひ手続の簡略化を進めていただきたいと思います。

それから、管理運営費のスクールバスのことは14校中の6校分で7台でしたか。6台でいいのですね。運行開始予定はいつごろなのか。それからバスをふやすのであれば、運転手もいないと困ると思うのですよね。各学校の運転手の人数も大体見ましたけれども、果たして十分なのかどうかをお伺いしたいと思います。

○**高橋特別支援教育課長** 委員御指摘のとおりですけれども、6校、6台分で通学用のバスとしております。運行開始につきましては、手続等がスムーズに進んでいけば可能な限り早い運行の開始を目指しております。

それから、運転手につきましては、全ての学校において運転手を含む委託を考えております。

○**小西和子委員** この新型コロナウイルス感染症が収まった後、収まったから元どおりでいいんじゃないのということで、元の運行本数に戻すなんてことはないですよね。そのあたり心配になりましたけれども、いかがですか。

○**高橋特別支援教育課長** スクールバスといいますか、通学用バスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の対応で、3密を防ぐ観点からこのような形にと考えております。6カ月を目途に予算要求はしておりますが、これからの状況がちょっと見通せない状況です。学校の様子等も鑑みながら進めていきたいと考えております。

○**小西和子委員** 私はある団体の顧問をしておりまして、こういうことも要望するのですが、やっぱりどこの学校もスクールバスが足りなくて困っていると要望がありましたので、学校等の実情を踏まえて、収まった後もぜひ対応をしていただきたいと思います。

児童生徒保健管理費の1億2,213万円について、内訳はいいです。内容は、マスクや消毒液とか非接触の体温計なのですけれども、いつ頃配備されるのでしょうか。

それから、県立学校の児童生徒にはマスクは何枚ずつ配布されることでの予算案なのか、お伺いしたいと思います。

○**清川保健体育課総括課長** マスク、消毒液、体温計等の配備につきましては、できるだ

け早期に配備する予定であります。マスクの配布の枚数につきましては、全生徒、全職員に対しまして1人あたり6枚の配布を予定しております。

○**小西和子委員** 誰も経験したことのないこのような状況をお子たちは本当に不安に思っていますし、教職員も子供たちの不安を解消しようと思って必死になって頑張っております。この状況がいつまで続くのかなんて見通せませんが、私は岩手県の教育に誇りを持っております。岩手県の今後の教育について、教育長として一言お願いしたいと思います。

○**佐藤教育長** 今般の新型コロナウイルス感染症対策で、学校現場で教職員に大変苦労して、これまでも対応してきていただいている。また児童生徒に対する蔓延防止のための手洗いの励行であるとか、せきエチケットの励行、それからマスクの着用等、本当によく指導していただいていると思います。

学校現場の校長先生からの様子を聞く機会もありまして、市内のある中学校の校長先生からは、新型コロナウイルス感染症についての知識、理解を深めることが大事ですし、それから感染しないための考え方、あるいは適切な行動についての判断力であるとか実践力をこの機会に身につけてもらうこと、そしてあとは現状で可能なことについて、教職員は工夫しながら組織的に取り組んでいて、学校現場は頑張っておりますよと話を聞いております。

新学習指導要領がこの4月からスタートしておりますけれども、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、それから表現力あるいは行動もそうだと思いますけれども、そういったことをこの機会にしっかり理解をし、実践していくことが大事だと思います。そのことについて私どもは学校現場を支えてまいりたいと考えております。

○**上原康樹委員** いろいろな質問が出まして、学校給食のトレイの話は、質問の内容を忘れるぐらいちょっと衝撃的なお話でした。

最後に三つ、心の問題を並べてみようと思っております。一つは保護者の不安、二つ目、生徒の不安、三つ目、受験生の不安です。

一つずつ質問してまいります。初めに、このまま学校の授業を続けていいのだろうか、一刻も早く休校にしたほうがいいのではないかと声のいろいろなところで噴出してございまして、それもかなり真剣で、時には激烈な怒りがこもっている保護者がいて、恐らくふだんは全く学校に物言いなどつけない方々の批判が噴出していると、私は皮膚感覚で感じ取っております。保護者と、学校あるいは県の教育委員会、あるいはさらにいえば県の行政との感情的なぶつかり合い、軋轢が今すごいスピードで進んでいるのではないかと心配しております。実際に教育委員会や、あるいは学校の現場に、そうした保護者の方からの学校経営、運営についての批判が相当行っていると思うのですが、どう把握、認識されておりますでしょうか。

○**佐藤教育長** これまでホームページであるとか、あるいはメール、あるいは電話等で教育委員会事務局にも、県政提言の形で多くの意見等が出されております。2月から3月に

かけては、そう多くはございませんでした。ただ4月の非常事態宣言ですね、それが出された後は本当に毎日多くの御意見等が寄せられております。中には重複する方もいらっしゃいます。また、報道等でも出されておりますけれども、高校生が署名を集める活動を行いまして、内容を見ますと高校生だけかなと思うところもありましたけれども、4月17日には約1,200名分の署名ですね、国内外を含めて多くの御意見がありました。この高校生の署名活動に対しては、県教育委員会がこれまで丁寧に取り組んできた内容をお知らせするとともに、ともに新型コロナウイルス感染症に負けないように理解の上、対応していきましよう、一緒になって取り組んでいきましようと呼びかけの形で回答させていただきましました。

○上原康樹委員 これからも県教育委員会、県自体が教育現場をどうしていくのかの決断を、幾つも重ねていくシーンがあると思うのですが、そういうときにこそ、きちんと保護者の方を説得できる、社会を説得できる発信を丁寧に力強くやっていただきたいと思います。

次です、生徒の不安。新型コロナウイルス感染症は、体の健康のことばかりではなくて、気持ちの面でも大変むしばむものだなと感じております。先行きの見えない閉塞感の中で、膨らんでいくばかりの不安の中で暮らしていく。一つの家の中で、そうした新型コロナウイルス感染症への不安やいら立ち、焦り、そういうものがどんどん、どんどん大きくなっていくことは想像にかたくありません。保護者と子供は一つの屋根の下に暮らしてあります。子供は、親の不安定な精神状態を非常に敏感に感じとるものでございます。中には、お父さんがいらいらして、お母さんを殴ってしまうなんていう話が随分多く聞かれるようになっております。そういう中では、子供はいたたまれないわけですね。新型コロナウイルス感染症が蔓延していくかもしれない、岩手はこの後どうなっていくのだろうかという不安の中で、一つの家がひよっとしたらきしみを生じているかもしれない、子供は今までにない不安を抱えているかもしれない、そういう子供の心のたたずまいを、学校や先生たちはきちっと察知しようと努力されていますか。たまたま休校になっているときも電話をしたり、どう元気、家族はみんな元気、お父さんどうしてる、お母さんどうしてる、あなたはどうしてる、このように、それぞれの子供の空気を察知して、今までにない苦しみを抱えている子供を早く助けてあげる体制をとっていただきたいのです。いかがでしょう。

○佐藤教育長 新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化している中で、児童生徒の不安もかなり増しているのではないかと私も感じております。

3月の一斉休業の際には、子供の居場所づくりでも課題があったわけでございますけれども、そういった中で、子供のストレスへどのように対処するのかということで、学校の教室、図書室あるいは体育館を3密を回避しながら開放しましよう、そして部活動は禁止しておりましたが、体を動かしてストレスの発散等についても対応できるようにしてまいりました。4月に学校を再開して、子供たちが楽しく新学期を迎えて登校できることが、

まさに委員が心配されているところでありまして、ただ一方で、先ほども申し上げましたように、心配する保護者の方から学校に行かせたくないとの声も多く来ておりました。中には批判めいた言葉もありまして、何度も電話をかけてくる方もいらっしゃいましたけれども、それについては、国、それから県でも方針をつくって、知事からのメッセージを出すとか、5月2日に地元紙4紙にも全面広告を出してまいります。その中で、教育についても、心配な場合の相談電話の番号を掲載しております。児童生徒が家庭でいろいろな不安を抱えて精神的にSOSを発するような状況になっていることも想像にかたくございません。そういった意味では、さまざまなSOS発信の仕方について、ポスターをつくって掲示しておりますし、教育センターでの相談ダイヤルとかで対応しておりますし、あとは何といても現場で児童生徒を目の当たりにしている、観察している先生方に、そこはしっかり把握していただくよう、私からも改めてお伝えをしたいと思います。電話等での確認あるいは登校日を設けての子供たちの状況を把握することに努めていくようお願いしたいと思います。

○上原康樹委員 最後に、受験生です。皆さんも受験生のときの気持ちを思い出していただきたいのですが、俺たちはこれから一体どうなってしまうのだろうという気持ちだと思うのです。9月入学が決定しようが、しまいが、いずれにしても受験が待っているわけです。これから新型コロナウイルス感染症がどうなるかはわからないわけですから、本当に予定された教科書の中身を全部吸収、消化できるのだろうか、一番肝心なところの授業ができない場合、これはそれぞれ各自頑張っただけでは済まない部分もありまして、全部教科書の中身を消化できなくなって、そのまま受験を迎えなければならないときに、県としては、教えられなかった内容は試験内容から削除するとか、そこまで考えていますか。

○中川学校教育課総括課長 仮に学校の臨時休業が長期化した場合につきましては、まずは指導計画に基づきまして、各学校や児童生徒の実態に応じながら教科書と併用できるプリント教材や動画等も活用しながら、しっかりと適切な家庭学習を課すことがまず第一の基本だと考えております。その上で、現段階において高校入試、または大学入試への影響について予測することは困難ではありますが、仮に今後そういった状況になった場合には、国への要望等も含めまして、受験生にとって進路上の不利益が生じないように、そこはしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○上原康樹委員 プリントだけでは、とてもじゃないですが、私は不十分だと思います。そうすると予定していたICTの話がまた出てしまうわけです。オンライン授業で、効果的に補っていく発想はもちろんおありだと思いますが、その際のすぐれた授業動画が今話題になっています。すばらしい授業をビデオ、動画などで補助として使う、活用することも盛んに提案されていますが、そこまで考えていますか。

○中川学校教育課総括課長 県立学校の児童生徒に対して、例えば一斉の授業動画の配信を行うことなどにつきましては、県立学校等の教育課程が実施科目や単位数などでそれぞれの学校で異なっていることから、一斉の授業を行うことは難しいと考えておりますが、

一方で各学校におきましてプリント教材だけではなくて、例えば動画の配信等を行うことは十分に考えられると考えておりまして、先日も1週間程度臨時休校を行いました県立高田高校におきましても、一部の教科ではございますけれども、動画等を活用した事例もございます。

○**上原康樹委員** これが最後、お願いですけれども、最悪のことを考えて、絶えず先回り、先回りするのであれば、こうした動画などを利用した補助授業も今から発想の上でスタートさせないと間に合わないと思います。何とぞ万全の体制で受験生をサポートしてあげてください。

○**伊藤勢至委員** 本年は2020年、今国難とも言われます新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、オール岩手で果敢に挑戦、取り組んでいただいている、奇跡的な感染者なしの状況であると私は思っております、これにはまずは県内全ての医療従事者、そして2番手にはこの岩手県を背負っていくであろう子供たちを発症させないという強い思いからの教育委員会の取り組みに敬意を表したいと思っております。何しろこの国を、我が岩手県を背負っていくのは我々よりも若い小学生、中学生、高校生、大学生の皆さんでありますので、その命をなくさないとの思いでやっていただいていることだと思っております、本当にありがたいと思っております。

そういう中で、お隣の能天気などこかの知事から9月に大学を始めたらどうだとの話がいきなり出てきましたが、これは全く能天気な話だと思います。

我が日本国は、皇紀は2600年、平安時代のあたりから盆暮れがありまして、万葉集にもいろいろ詠んであるのです。盆暮れ勘定もあります。それが明治時代になって、慶応の頃でありますけれども、明治政府は財源がなくて、財政が弱くて、本来であれば12月31日に決済をしなければならぬ金子を用意できなかった。そこで、多分大久保利通だったかと思いますが、当時3カ月手形を切ったのです。それで、年度がずれてしまったのです。

今欧米の大学に留学するには9月がいいと言いますが、そういう議論の前に今の年度末をなしにして、本来の12月31日に戻す、そこから始めないと世の中が回っていかなくなる。高校を3月に卒業した生徒が、大学に受かったとしてですよ、9月の入学式まで遊んでいられるのでしょうか。それは今の世の中が許す状況にはないと思っています。ですから、単発のことだけ考えずに全体の流れを考えた中で、責任のある方々には発言をしていただかなければならない、私はこのように思います。

単発の議論ですから、今すぐ結果が出る話ではないでしょうけれども、全体を見る流れで発信していくべきだと思うのです。斉藤委員からも出ましたけれども、私も教育長から改めてお伺いいたします。

○**佐藤教育長** 今国を挙げて新型コロナウイルス感染症への対策を講じている、また多くの学校現場で児童生徒の健康、安全を守るために努力をしていることと思います。本県では、幸い現時点で感染者が確認されていませんが、いつ感染者が出てくるのか本当にきょうにでもという状況で、日々、私どももいろいろと健康状態に不安のある生徒あるいは教

職員が長期にわたって休んでいるときには情報をもらうことにしています。そういった中で、いざ出たときにどのように対応するかを必死に考えてきたところです。そうしたことで、科学的な知見に基づく判断で保健所長等の判断を仰ぐと県教育委員会としての方針も出させていただきました。

それから、もう一点は、1人感染者が確認されたとしても部分的であり、広い県土を有する本県が全て一律に一斉休業することが本当に果たして妥当なのかどうか、そういったところは文部科学省から出されたガイドラインをよく読んで、本県の地理的な条件等も考え、そして、科学的根拠をどのように判断したらよいか保健福祉部、衛生部局と相談をしました。非常に参考になったのは、済生会陸前高田診療所に応援診療に来た医師が、戻ってから感染が確認されたことで、その医療従事者の中には、家庭に子供がいる看護師もいたり、あるいは93人の方が診察を受けているところから可能な範囲でいろいろと心配するところを追いかけていきました。そして、陸前高田市では小学校、中学校の閉校措置をとりました。兄弟等がいる可能性の高い県立高田高校についてもあわせて休校措置をとったと。それから、隣接する大船渡市あるいは住田町についてはどのように判断していくか、ここもいろいろと悩みましたが、さまざまな対策を講じても不安になる家庭の場合は、休んでも欠席扱いにしないことで対応したところ、やはり県立住田高校と大船渡市内の県立高校についても多くの生徒が休んだとのことで、やはり現実的な対応を取り、感染拡大につながらないように配慮しつつ、また学校の教育活動に影響を極力及ぼさないようにいろいろと検討した形で、さきの教育委員会としての方針を示し、市町村教育委員会とも相談して、対応措置をとらせていただいたものです。

このような対応を私どもは現場で最優先でやっているつもりでありましたが、9月の話が突然出てきて、今回の議論があって、それがもし本当の議論に入ってくると、本来の新型コロナウイルス感染症対策に多くの労力を費やしている中で、率直に申し上げると唐突感を感じております。ただ、さまざまな意見、議論は出てくると思います。そういった意味で、それについては注視してまいりましょうと、これは知事とけさきちつと確認した内容でございます。そのように対応させていただきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 今教育長が最後おっしゃった、まさに今はオール岩手で、力を一つにまとめて新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ、そこに集中していく。その結果、岩手を背負っていく、岩手の宝である若い人たちを無傷で岩手に残していく、そういう点が大事なことだと思いますので、ぜひひとつ御注力いただいて、とりあえずゴールデンウィーク中に感染者を出さないようにみんなと一緒に頑張りたいと思います。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の議案の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

16時45分に本会議を再開し、延長の手続きをとりますので、暫時休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 会議を再開します。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○箱石副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第2号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は第10款教育費、第8項大学費の898万9,000円の増額、第9項私立学校費の1億961万5,000円の増額、合わせまして1億1,860万4,000円の増額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の32ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきます、主な事業を御説明申し上げますので、御了承願います。

10款教育費、8項大学費、1目大学費であります。説明欄の公立大学法人岩手県立大学運営交付金は、公立大学法人岩手県立大学が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等に要する経費を交付しようとするものであります。

次の33ページにまいりまして、第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費であります。説明欄の一つ目の私立学校運営費補助は、私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等に要する経費を補助しようとするものであります。次に一つ飛びまして、奨学のための給付金支給事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を支給しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしこ委員 県立大学に対する運営交付金ですけれども、これは保健衛生用品とのことなのですが、具体的にどういうものをまずお伺いしたいと思います。

○中里学事振興課総括課長 この内訳でございますけれども、大学内に配置いたします予防消毒用アルコールの購入、それから各種消耗品等、また更衣室等の予防消毒を行う際の業務委託費を計上しております。

○城内よしひこ委員 そこでお伺いするのですけれども、他県の大学ではアルバイトであったり、学費であったりを稼いで一生懸命頑張っている学生に対する支援策があります。

本県でも予算立てをするわけでありまして、いざ学校が始まったならば学生がもういなくなっている可能性もなきにしもあらずと考えるならば、具体的に直接学生に支援をするような方策は県立大学ではとっているか、考えているか、準備しているか、その辺の情報について持ち合わせがあるならばお知らせください。

○中里学事振興課総括課長 県立大学につきましては、連休明けに学生の生活についてのアンケート調査を行うと聞いております。県立大学のアンケート調査の結果もいただきながら、県といたしまして必要な支援策について考えていきたいと思っておりますし、また岩手大学についても問い合わせをしたところ、学生の支援について検討している話を聞いておりますので、各大学についてどういったニーズがあるのか、学生の状況等をお聞きしながら、今回消毒液等の計上を行ったところでありまして、引き続き必要な支援について考えていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 いずれ盛岡市の大通でも大学生が結構バイトされていらっしゃるって聞いていますし、そういった方々が今アルバイトをする場所がないことが事実わかっているわけでありまして、アンケートを精査して、対応策を県としてとることが、せつかく岩手にいる学生たち、岩手の今後を支えていこう若者の未来に向けて、少なからずいい投資になると思うのです。そういう意味で、先、先と先取りをして考えて対応してほしいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○中里学事振興課総括課長 支援策につきまして、委員御指摘のとおり、アルバイトをして学費、生活費等の収入を得ている学生も数多くあるかと思えます。先ほどの繰り返しになりますけれども、アンケート調査等の結果も踏まえながら、どういった支援がよいのか、引き続き考えていきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 次にですけれども、私立高等学校等の授業料等の減免と、また、あわせてお伺いしますけれども、奨学のための給付金支給事業、これは県立学校と同じような内容と理解してよろしいかお伺いします。

○中里学事振興課総括課長 まず、私立高等学校等の授業料等の減免でございます。今回補正予算に計上した内容につきましては、生徒の保護者の方の家計が急変した世帯に対する経済的負担を軽減するために授業料等に対する支援を行うことで計上しております。また奨学金につきましても同様に、学費以外の教科書購入費とか教材費、学用品等の費用について支援しようと考えておまして、家計急変により所得が下がった、いわゆる非課税世帯といった世帯の生徒を中心に支援するというので、県立学校の対応と同じように支援していこうとするものです。

○城内よしひこ委員 本当に先、先と捉えて、多分家庭の事情とか、いろいろなことをなかなか話せない子供たちもいらっしゃるかもしれませんので、ぜひそういったことにもしっかりと対応できるように一層手だてをしてほしいと思います。

○千葉盛委員 私も県立大学運営費のところ、城内委員も聞きましたけれども、県立大学に通っている学生が経済的なことによって大学を辞めたりしないように、すぐに対策を整えていってほしいと思うのですけれども、来週からのことで、もう少し早く実態調査をしていただきたかったと思います。現時点はアンケート調査していない中でですけれども、県立大学や、県内の大学に通っている学生等々が具体的にどういったことで困り始めているとか、どのように捉えているかをお伺いしたいと思います。

○中里学事振興課総括課長 まず、学生の状況等でございます。先週になりますけれども、県内の大学、岩手大学、県立大学、盛岡大学になりますけれども、問い合わせをしたところ、退学といったような相談は先週の段階では受けていないと伺っております。ただ、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響かと思われましても、奨学金とか授業料の延納については、各大学とも1件から数件程度の問い合わせがあると、学生支援窓口相談があると伺っております。

○千葉盛委員 授業料の話も出たからですけれども、前期分の授業料を支払ってしまっている学生もいると思うのですけれども、今後、生活が大変になってくる中で授業料を返還するとかではないのですけれども、免除等もこれからどう考えていけるものなのか、現時点でどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○中里学事振興課総括課長 授業料等を既に納付した方、新生が中心になろうかと思えますし、在生については例えば納期が6月末とか、そういう設定になっていると承知しております。そういった授業料、入学金等、既に納付した方、これから納付する方につきましても、大学から状況を聞きながらになると思いますので、また引き続き各大学に状況について伺ったうえで対応を考えていきたいと思っております。

○斉藤信委員 私も大学費にかかわって、今回は消毒液分とのことですが、マスクについては、これは商工労働観光部でしたか、県内の縫製企業の、あれは協同組合ですか、振興組合ですか、そこに委託をして3万枚程度の布マスクを大学生、専門学校生に配布すると聞いていますが、県立大学生にもそういう布マスクが1人2枚ぐらい配布されることのでいいのですか。

○中里学事振興課総括課長 商工労働観光部の事業になりますけれども、県内の縫製業者に委託して、布製マスクをつくって供給するとのことで、全体で3万枚つくと伺っております。そのうち大学につきましては、県立、私立、国立合わせて3万枚のうち2万枚を配布すると伺っておりまして、1人1枚の配布を計画しております。

○斉藤信委員 わかりました。かろうじて1人1枚と。それで、今千葉盛委員も取り上げましたけれども、きょうの新聞では、高等教育無償化プロジェクトFREEが全国の学生を対象にインターネット調査を行った1,200人の集計で、退学について少し考える15.5%、

おおいに考える4.8%、合わせて20.3%が退学を検討していると、極めてショッキングな報道がありました。実は4月の初旬にも中間報告があったのですけれども、そのときは7.8%だったのです。だから、4月に入って20.3%が退学を検討していると、今学生の置かれている状況は大変深刻になっているのではないかと思います。ですから、せっかく大学に入った学生たち、今の在校生も含めてですけれども、しっかり大学生活を維持、守られることが必要で、これは昨日の新聞ですけれども、東北大学が困難な学生に1人当たり4万円を給付するとか、早稲田大学が困窮学生に10万円給付するとか、国立でいくと広島大学が困窮学生に月3万円、終息するまで給付を続けるとあり、国立、私学を問わずにそうした大学生への支援策が出されております。

提出予定議案等説明会で私がこれを聞いたときに、今回の補正には入っていないけれども、次は考えたいとの話でした。これは本当に切実な課題ですので、学生対策、支援は真剣に考えて具体的な対策を講じてほしいと、連休明けにアンケートはいいのだけれども、入学手続は済んでいるわけだから、私は連休を生かして、連休期間にしっかり学生の状況を把握することも大学の仕事だったのではないかと感じます。実態を把握しないと、当然対策は出ないわけですけれども、私はできるだけ早くそういう実態を把握して、県として検討に着手してほしいと思いますけれども、いかがですか。

○中里学事振興課総括課長 他県の各国公立、私立大学の状況につきましては、委員御指摘のとおり、報道等において承知しております。県内大学についても、先ほども御答弁申し上げましたけれども、検討中とのことですので、連絡をよくして検討状況等について聞きながら県の対応を考えていきたいと思っております。

○斉藤信委員 それで、県立大学独自に授業料の免除制度をこれまでも実施をしていて、令和元年度の実績見込みですけれども、581人が、これは年収460万円未満の世帯になると思いますけれども、免除されています。国の制度は、消費税と引きかえに導入されたのだけれども、その中身は年収380万円未満の世帯で対象が狭まって、全額免除がその一部、段階的な免除制度で私は大変心配しましたけれども、これはこれまでどおりの県立大学の授業料免除が新年度からも可能だと聞いていますが、その中身を示してください。

○中里学事振興課総括課長 新しい就学支援制度の関係でございます。国の制度におきましては、380万円から300万円の所得の世帯につきましては全額支援のうちの3分の1、それから300万円から270万円の所得の世帯につきましては3分の2、270万円以下、いわゆる非課税世帯につきましては授業料減免となっております。これとは別に県立大学におきましては、従前から460万円を境といたしまして、460万円未満の所得の世帯につきましては授業料、入学金について減免してきております。年度末になりまして、国でも公立大学が独自に行っている授業料等減免の取り組みについては、引き続き国の交付税措置等がなされることとなったところから、令和2年度におきましても、460万円未満の世帯については授業料等の減免をこれまでと同様に、新入生も含めまして行うことになった次第でございます。

○**斉藤信委員** これまでどおり460万円未満の世帯は、新入生含めて授業料が免除されると、私はこれは大変朗報だと思います。ただ、今新型コロナウイルス感染症対策で、前年度の年収を基準にすると、今年度に入って激減していることもあるので、ぜひ県立大学独自の授業料免除、新型コロナウイルス感染症で減収になった世帯の学生もぜひ新たに対象になるように工夫をしてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○**中里学事振興課総括課長** 県立大学の減免の制度でございます。所得の急激な変化によって納付が困難になるような学生につきましても、その時点で申請ができることとなりますので、家計の状況が変わった時点から1年間について収入見込みを算出いたしまして、激変になるのであれば、その支援の対象となるものでございます。

○**斉藤信委員** ぜひ柔軟に新型コロナウイルス感染症特例で対応していただきたい。

それと、私立学校なのですけれども、授業料免除補助、これは所得制限で満額授業料が免除にならない人たちの対応ではないかと思いますが、どのぐらいの生徒数を想定しているのか示してください。

それと奨学のための給付金支給事業ですけれども、これは、授業料以外の教育費負担を軽減するということですね。私学の場合、授業料と大体同じぐらい施設整備費がかかっているのです。先ほどの話だと教科書とか云々という話でしたが、この施設整備費は対象になるのかならないのか。そして、これも想定の人員と1人当たりの給付額はどのぐらいを算定しているのか示してください。

○**中里学事振興課総括課長** まず、授業料減免補助でございますけれども、今回参考といたしましたのが2008年から2009年のリーマンショックのときの家計が急変した世帯の割合をもとに、現在の生徒数等に掛けまして、今年度当初予算におきましては人数でいえば12人を見込んでおったのですが、今回5倍となります60人を見込んで積算しております。

それから、奨学のための給付金支援事業でございます。こちらの事業につきましては家計急変分として、約500人と積算しております。失礼しました、あと施設整備費につきましては、今回の対象とはなっておりません。

○**斉藤信委員** もうこれで最後にしますけれども、授業料減免は50人を想定して、そうすると単純に割れば額が出ると思うのですけれども、1人当たり大体どのぐらいの減免になるのか、あと給付金についても500人、それで6,900万円ですから、もう少し正確に、何が対象になって、1人当たりどのぐらいの給付になるのか示してください。

○**中里学事振興課総括課長** まず、授業料等減免の補助でございます。こちらにつきましては、1人当たりの減免額になりますけれども、高等学校につきましては年額で最大約40万円、それから小学校、中学校等につきましては、年額で最大約10万円で積算しております。

それから、奨学のための給付金でございますけれども、例えば高校生が1人いる世帯につきましては10万3,500円、それから第2子以降の高校生がいる世帯等については13万8,000円、通信制課程に在学する高校生については3万8,100円、それから専攻科に在学す

る高校生についても3万8,100円と積算しております。

積算については、そういった区分はございますけれども、今答弁申し上げたうちの最大の単価13万8,000円をもとにしまして、それに人数の500人を掛けたものになっております。

○伊藤勢至委員 今の斉藤委員の質問に関連して伺いますが、県立大学にはたしか看護学部もありましたよね。その生徒たちの中には授業料減免制度を活用している方もいらっしゃるのでしょうか、いるとすれば何人ぐらいいるのか。

○中里学事振興課総括課長 県立大学の授業料減免についてでございます。令和元年度の確定数値ではございませんが、全体で581人でございますが、学部ごとの人数については、今データを持ち合わせていないところです。

○伊藤勢至委員 後で教えて。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、ふるさと振興部の議案の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。